

## 介護保険事業者の事故発生時における報告取扱い要領（標準例）

### 1 報告すべき事故の対象

報告すべき事故は、事業者が行うサービス提供中の利用者の事故及びサービス提供に関連する利用者の事故とする。

### 2 報告すべき事故の種類及び範囲

事業者は、次の事由に該当する場合は報告すべき事故として市町村に対して報告する。

#### (1) サービス提供中の利用者の死亡事故又は負傷等のケガの発生

(注1) 「サービス提供中」とは、送迎、通院等の間を含む。

また、在宅の通所・入所サービス及び施設サービスにおいては、利用者が事業所・施設(以下「事業所等という。’)内にいる間は、「サービス提供中」に含まれる。

(注2) 報告すべきケガの程度については、医療機関に入院又は医療機関において継続して治療することを必要とするものとする。ただし、利用者又はその家族等との間で何らかのトラブルが発生するおそれがある場合には、ケガの程度にかかわらず報告する。

(注3) 利用者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性がある場合(利用者の家族等との間で何らかのトラブルが発生するおそれがある場合を含む。)は報告する。

(注4) 報告すべきものについては、事業者側の過失の有無は問わない。

#### (2) 食中毒及び感染症、結核等の発生

(注) 保健所等関係機関へも報告を行い、関係機関の指示に従う。

#### (3) 職員(従業者)の法令違反、不祥事等の発生

(注) 報告すべきものについては、利用者へのサービスの提供に関連するものとする。

<例：利用者からの預り金の横領事件や利用者の送迎時の交通事故など>

#### (4) 災害の発生

(注) 震災、風水害及び火災等の災害により利用者へのサービスの提供に影響するものとする。

#### (5) その他事業者が報告を必要と判断するもの及び市町村が報告を求めるもの。

### 3 報告の手順

#### (1) 事故発生時の第一報

①事故が発生した場合は、速やかに当該利用者の家族等に連絡するとともに、所要の関係機関へも報告・連絡を行い、関係市町村へ報告する。併せて、関係居宅介護支援事業者等へも連絡する。

②利用者の死亡に至る事故など生命等に係る緊急性・重大性の高いものについては、直ちに、関係市町村へ電話により第一報の報告を行い、その後速やかに報告書を提出する。ただし、市町村が就業時間外で電話連絡が取れない場合は、市町村へFAXを送信しておき、翌就業日に連絡する。

③利用者の死亡に至る事故など生命等に係る緊急性・重大性の高い事故については、所管の県の振興局健康福祉部(和歌山市内の事業所の場合は、和歌山市指導監査課)へも併せて報告する。

#### (2) 最終報告及び途中経過報告

事業者は、事故処理が終了した時点で、その事故処理の結果について関係市町

村へ報告書の提出を行う。併せて、事故処理が長期化する場合には、適宜、途中経過の状況について市町村へ報告する。

#### 4 報告事項及び報告様式

##### (1) 報告事項

報告事項は、次のとおりとする。

###### ①報告者

＜項目：法人の名称及び代表者氏名、事業所の名称・所在地・電話番号・管理者（責任者）の氏名＞

###### ②サービスの種類（事故が発生したサービス）

###### ③利用者（事故対象者）

＜項目：氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、介護保険被保険者番号、介護度等＞

###### ④事故の概要

＜項目：発生日時、発生場所、事故の種類、事故の内容（発生時の状況及び経緯）＞

###### ⑤事故発生時の対応

＜項目：対処の方法、家族、関係機関等への連絡及び通報状況（搬送・治療した医療機関への連絡状況と治療の内容（診断結果を含む。）、利用者の家族等、居宅介護支援事業者、警察等への連絡・通報状況）＞

###### ⑥事故発生後の対応

＜項目：利用者の状態、利用者の家族等への報告・説明（家族等の氏名、利用者との続柄及び住所、報告日時、事業者の対応状況、家族等の理解の状況）、損害賠償の発生に関する状況＞

###### ⑦事故の原因分析及び再発防止に向けての今後の取組み

＜項目：事故が発生した原因分析、再発防止のための改善策、改善策の実施状況＞

###### ⑧その他の特記事項

##### (2) 報告様式

関係市町村（3の（1）の③の場合には、県を含む。5及び6について同じ。）への報告は、当該市町村が様式を定めている場合には、その様式で報告するものとし、特に様式の定めがない場合には別紙標準様式により報告するものとする。この場合において、事業者は、あらかじめ、市町村に電話等で様式等について確認をするものとする。

ただし、4の（1）に掲げる報告事項が明記されている場合は、別紙標準様式によらず、必要に応じて事業者独自の様式で報告することができるものとする。

#### 5 報告先

事故に係る当該利用者の保険者である市町村へ報告する。この場合において、当該事業所等の所在地がその市町村と異なる場合には、事業所等の所在する市町村へも併せて報告する。

#### 6 その他の事業者の対応

事業者は、事故発生時に適切な対応を行うための事故対応マニュアルを整備し、職員（従業員）に周知徹底する。

事業者は、発生した事故について原因を分析・解明し、及び再発防止に向けての対策を講じるとともに、市町村からより詳細な確認等を求められた場合には再度報告を行うなど市町村の指示に従う。